

## いちき串木野市生涯現役促進事業

### 「いきいき人材の森バンク」について

#### □いきいき人材の森バンクとは？

「いきいき人材の森バンク」は、いちき串木野市在住の高年齢者の皆さんが培ってきた貴重な技術や資格などの情報を登録し、その能力や経験の活用を希望する事業者に市立ハローワーク等を通じて紹介を行うことにより、高年齢者の就業の支援及び事業所の人材不足の解消につなげます。

#### □人材の森バンク登録の流れ

- ・ ステップ 1  
登録希望者      バンク登録申込書に必要事項を記入
  
- ・ ステップ 2  
生涯現役促進協議会      記載事項を確認後 ➡ 登録名簿に登録
  
- ・ ステップ 3  
市内事業所等      市立ハローワークへ求人等の照会
  
- ・ ステップ 4  
市立ハローワーク等      資格等の照会 ➡ 市生涯現役促進協議会
  
- ・ ステップ 5  
登録者及び事業所      就業等のマッチング ➡ 成立・不成立

#### □人材の森バンクに登録ができる方

人材の森バンクに登録ができる方は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 年齢が概ね 55 歳以上であること
- (2) いちき串木野市内に在住、もしくは転入をする予定がある方
- (3) 国家資格や外国語を習熟しているなど、特技を有する方
- (4) 能力、経験を生かして就労もしくは社会貢献活動を希望する方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員でない方
- (6) 法令及び公序良俗に反していない方

### □人材の森バンクの登録期間について

登録者名簿に登録した日の属する年度の翌々年度の3月31日までです。

※登録期間内に登録内容の変更又は廃止が必要になった場合は、いきいき人材の森バンク登録内容（変更・廃止）届出書の提出が必要です。

### □人材の森バンクの登録抹消について

次のいずれかに該当することとなった登録者については、その登録を抹消されます。

- (1) 事業所との照会により長期的な就業が決まった方
- (2) 偽りその他の不正な手段によって登録が行われた方
- (3) 登録条件のいずれかを満たせなくなった方
- (4) 登録廃止の届け出があった方
- (5) 前に掲げるもののほか、事務局が適当でないと認めた方

### □個人情報の取扱いについて

市生涯現役促進協議会が人材の森バンクを通じて知り得た個人情報については、この事業の目的以外に利用はいたしません。

## ～いちき串木野市生涯現役促進協議会～



### いきいき人材の森バンク事業

